

熊本県温泉立入検査要領

(昭和48年 5月14日 制定)

(平成14年11月21日一部改正)

1 目的

温泉立入検査を適正に行うため、この要領を定める。

2 温泉立入検査の根拠

温泉立入検査は、温泉法第31条の規定に基づき行うものとする。

3 温泉立入検査

温泉立入検査は、掘削、動力の装置、増掘を対象とする「温泉立入検査」と、利用を対象とする「利用施設立入検査」とに分け、施設等の所有者又は管理者の立ち会いのもとに行うものとする。

4 温泉の違反事項等を発見したときの処置

(1) 温泉立入検査員は温泉に関し違反事項を発見したとき、又は公衆衛生上必要があると認めるとき、施設等の所有者又は管理者に対し現場指導を行い、すみやかに保健所長に報告するものとする。

(2) 保健所長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ次のとおり処置するものとする。

ア 温泉掘削、増掘、動力の装置が、現在無許可で行われているとき、又は許可事項に違反しているときは、違反者に対し、温泉立入検査結果通知書(別記第1号様式)を交付し、また利用が、現在無許可で行われているとき、又は許可事項に違反しているときは、違反者に対して温泉利用施設立入検査結果(利用状況)通知書(別記第2号様式)を交付し、施工主又は利用施設の所有者又は管理者を保健所へ出頭させること。

イ 利用が公衆衛生上改善の必要があると認めるときは、利用施設の所有者又は管理者に対して温泉利用施設立入検査結果(衛生管理状況)通知書(別記第3号様式)を交付し、保健所へ出頭させること。

ウ 温泉掘削、増掘に伴う着手届出等必要な諸届出を行わずに工事を行っているときは、施工主を保健所へ出頭させ、必要な指示又は指導を行うこと

5 違反者等に対する指導

(1) 保健所長は、前項(2)のアに該当する者が保健所に出頭したときは、違反事項説明し、聴取書を作成したうえ、誓約始末書を徴し、温泉無許可掘削工事(増掘工事、動力の装置、利用)中止(撤去)通知書(別記第4号様式)を交付し、自主的に違反事項を改めるように指導すること。

(2) 保健所長は前項(2)のイに該当する者が保健所に出頭したときは、温泉利用改善通知書(別記第5号様式)を交付し、公衆衛生上講ずべき措置を行うよう指導すること。

(3) 自主的に改めない者については、その旨を知事に報告すること。

知事は、違反者に対し「温泉法違反事項改善指示書」(別記第6号様式)交付し、又公衆衛生上改善措置を講ずべき者に対して「温泉利用改善指示書」(別記第7号様式)を交付し、期限を指定して改めさせるものとする。

附 則

この要領は、平成14年11月21日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

別記第1号様式

温泉立入検査結果通知書(掘削、増掘、動力装置)

第 号
平成 年 月 日

様

保健所長名 印

3

平成 年 月 日温泉立入検査を行った結果、下記のとおり温泉法第9条に違反していますので通知します。

記

立入検査した 1. 源泉または 動力装置	所在地			
	氏名			
	施設の 名称	TEL		
2. 立会人	住所		地目	
3. 違反事項	温泉法第3条違反 温泉法第9条違反			
4. 指示事項				
保健所へ 5. 出頭すべき 期日	あなたは下記日時に		保健所へ出頭してください。	
	平成 年 月 日	午前	午後	時 分
6. 備考				

温泉利用施設立入検査結果（利用状況）通知書

第 号
平成 年 月 日

様

保健所長名 印

平成 年 月 日温泉利用施設立入検査を行った結果、下記のとおり温泉法第 13 条に違反していますので通知します。

記

1. 立入検査した 利用施設	所在地			
	所有者又は 管理者の氏名			
	施設の名称	TEL		
2. 立会人	住所		氏名	
利用施設の内訳			浴用	飲用
3. 温泉利用施設数				
4. 同上のうち利用許可を受けている施設数				
5. 同上のうち許可の位置と著しく異なる施設数				
6. 利用許可を受けていない施設数				
7. 指示事項				
8. 保健所へ 出頭すべき 期日	あなたは、下記日時に 保健所へ出頭してください。 午前 午後 時 分 平成 年 月 日			
9. 備考				

別記第3号様式

温泉利用施設立入検査結果（衛生管理状況）通知書

第 号
平成 年 月 日

様

保健所長名 印

平成 年 月 日に温泉利用施設立入検査を行った結果、下記のとおり公衆衛生上、改善すべき事項が認められますので通知します。

記

1. 立入検査した 利用施設	所在地			
	所有者又は 管理者の氏名			
	施設の名称	TEL		
2. 立会人	住所		氏名	
利用施設のうち改善が必要な箇所		公衆衛生上の問題点		
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
8. 保健所へ 出頭すべき 期日	あなたは、下記日時に 保健所へ出頭してください。 午前 午後 時 分 平成 年 月 日			
9 備考				

<p>掘削工事 増掘工事 中止 動力の装置 撤去 利 用</p> <p>温泉無許可</p> <p>通知書</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p>保健所長名 印</p> <p>あなたの行った下記地点における温泉掘削工事増掘工事動力の装置利 用は無許可で、温泉法</p> <p>第3条 工事を中止 第9条の規定に違反しているので、直ちに動力の装置を撤去するよう通知します。 第13条 利用を中止</p> <p>中止 なお、した結果について、文書をもって、平成 年 月 日 撤去</p> <p>までに報告してください。</p> <p>記</p>	
<p>掘削 増掘 動力の装置 利 用</p> <p>温泉無許可</p> <p>地点</p>	<p>市 町 村</p> <p>番地</p>

温泉利用改善通知書

第 号
年 月 日

様

保健所長 印

あなたの行った下記箇所における温泉利用施設は、公衆衛生上改善が必要と認

められますので、次のとおり措置するよう指示します。

なお、改善した結果について、文書をもって、平成 年 月 日

までに報告してください。

記

1. 公衆衛生上改善 が必要な箇所	
2. 改善内容	
3. 公衆衛生上講ずべ き措置	

温泉法違反事項改善指示書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなたが行った下記地点における温泉掘削工事、増掘工事、動力の装置は無許可で、温泉法
利 用

第 3 条

第 9 条の規定に違反しているので、次のとおり措置するよう指示します。

第 13 条

なお、指示どおり改めないときは、法の定めるところに従って処置しますので念のため申し添えます。

1. 違反事項の地点	
2. 違反事項	3. 指示事項
4. 措置期限	
5. 措置結果 報告の提出	措置した結果について、文書をもって所轄保健所長を経由して、 平成 年 月 日までに報告してください。

温泉利用改善指示書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなたの行った下記箇所における温泉利用施設は、公衆衛生上改善が必要と認められますので、次のとおり措置するよう指示します。

なお、指示どおり改めないときは、法の定めるところに従って処置しますので念のため申し添えます。

1. 公衆衛生上改善 が必要な箇所		
2. 改善内容	3. 指示事項	
4. 措置期限		
5. 措置結果 報告の提出	措置した結果について、文書をもって所轄保健所長を経由して、 平成 年 月 日までに報告してください。	